

Ⅲ－４ 大阪狭山水道事業編

1	大阪狭山水道事業の概要	——	77
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	78
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	79

1 大阪狭山水道事業の概要

大阪狭山水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水し、給水しています。

1) 給水状況

表 1 給水状況（令和4年度）

給水人口	57,244人(令和5年3月末現在)
普及率	99.1%
給水戸数	27,392戸(令和5年3月末現在)
年間給水量	6,200,252 m ³
一日最大給水量	18,351 m ³ (令和4年12月31日)
一日平均給水量	16,589 m ³
一人一日給水量	290 L

(2) 配水系統及び給水区域

配水系統は図1、給水区域は図2のとおりです。

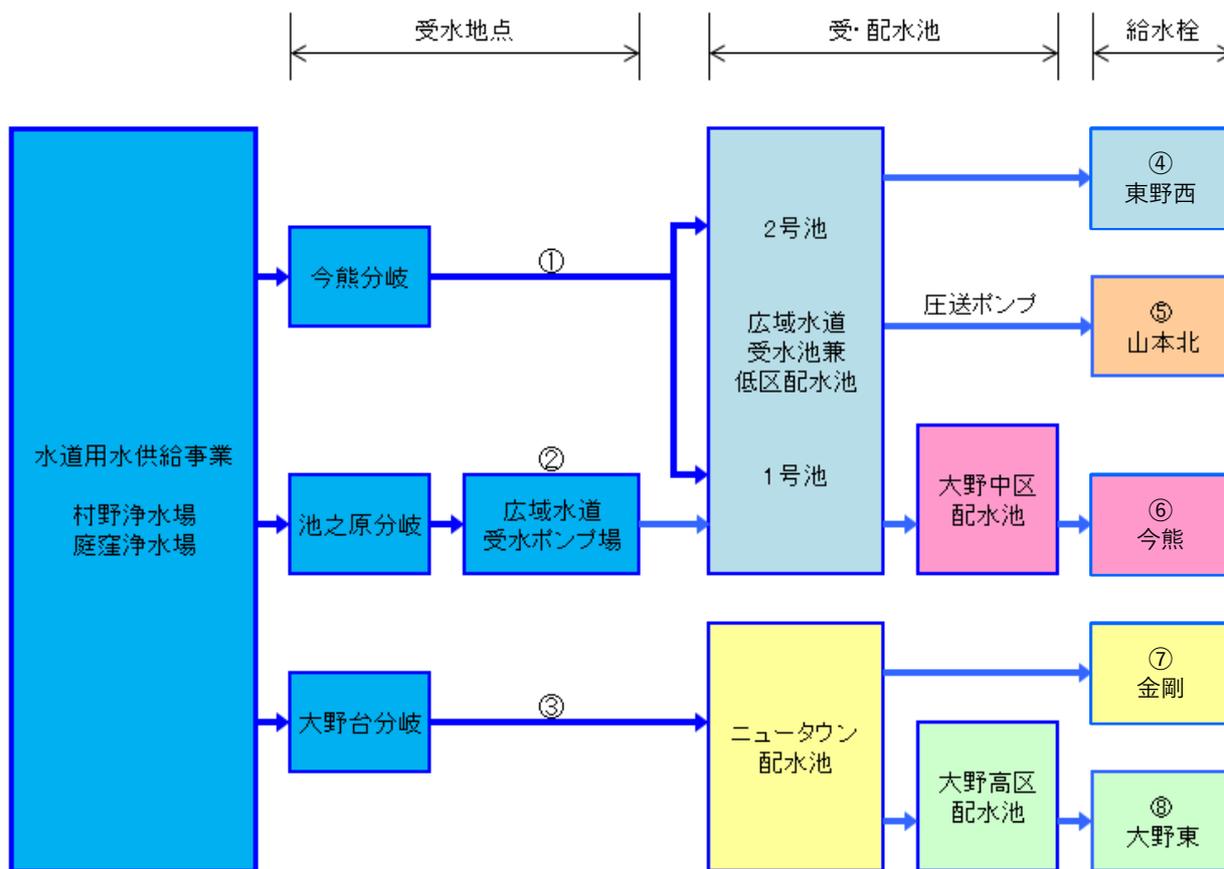


図 1 配水系統図

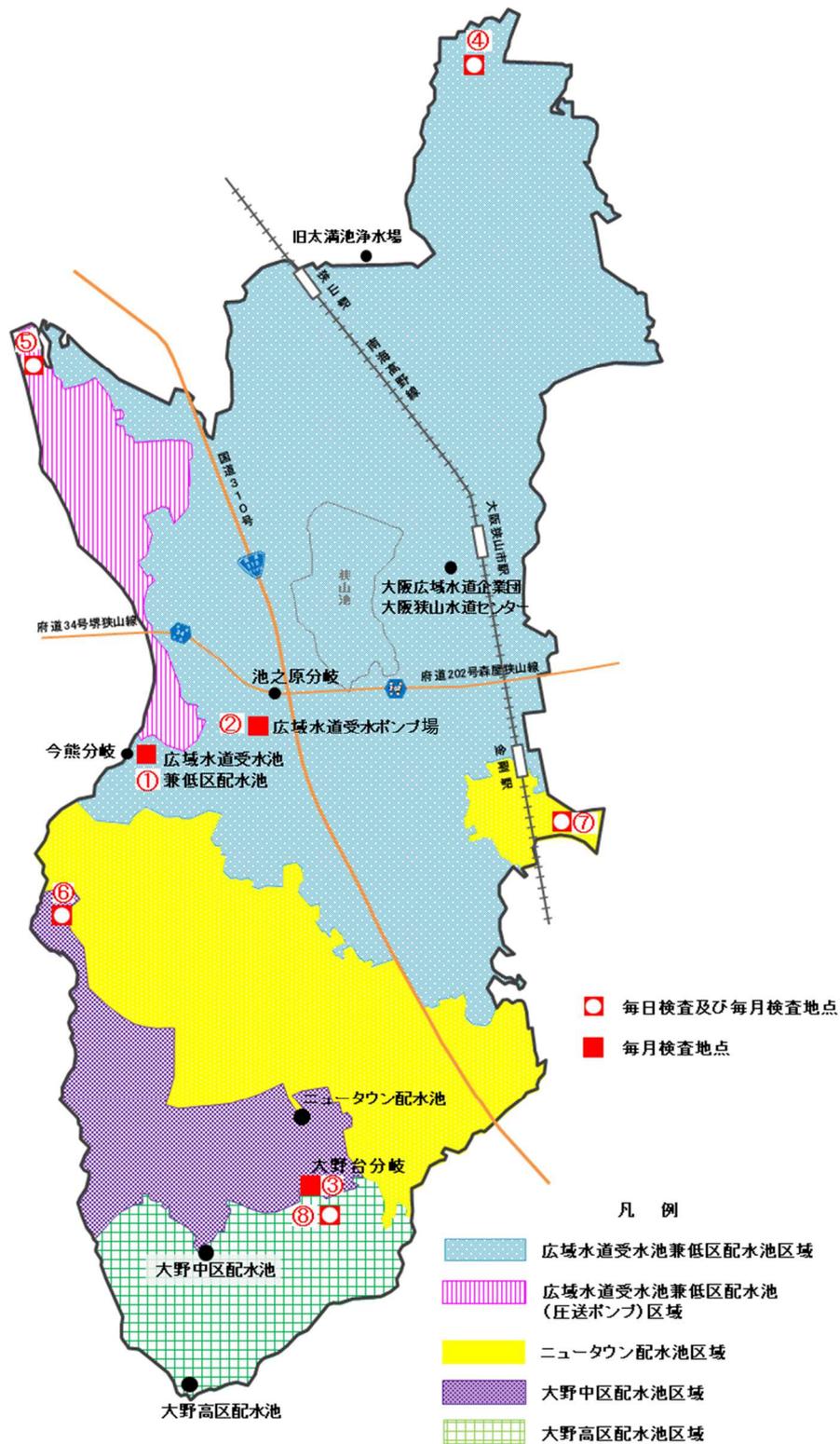


図2 給水区域図

2 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

(2) 水道水の水質状況

大阪狭山水道事業の水道水は水道用水供給事業からの受水 100%で、水道水のすべての水質基準項目について基準値を満足しています。

水道水を受水後、お客様の給水栓に至るまでの間、消毒の残留効果が適正に保持できるよう必要に応じて消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの追加注入を行っています。

水質管理上、残留塩素*1の低下、塩素酸*2の上昇に注意が必要です。

*1 水道水の衛生上、必要な措置として塩素消毒を行うことが法により義務づけられています。

残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことです。

*2 消毒用の次亜塩素酸ナトリウムに含まれ、夏期の長期保管等により濃度が上昇することがあります。

このため、薬品の適正な管理を実施しています。

3 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点 (図1、図2及び表2参照)

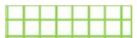
1) 毎日検査

市内5ヵ所の給水栓において実施します。

2) 毎月検査

市内5ヵ所の給水栓及び3ヵ所の配水施設(受水地点)において実施します。

表2 検査地点

	No.	検査地点	毎日検査	毎月検査
	④	東野西	○	■
	⑤	山本北	○	■
	⑥	今熊	○	■
	⑦	金剛	○	■
	⑧	大野東	○	■
受水地点	①	今熊分岐	—	■
	②	池之原分岐	—	■
	③	大野台分岐	—	■

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

法令により、給水栓での色、濁り及び消毒の残留効果の項目について、1日1回以上行うこととなっているため、手分析による確認を行っています。

2) 毎月検査

各検査地点における検査項目及び検査頻度の詳細については、別紙の表3-1～表3-4、表4及び表5を参照してください。

表3-1 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（東野西）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)		
				受水地点		給水栓	受水地点*2		
				今熊分岐	池之原分岐	東野西	今熊分岐 池之原分岐	東野西	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず ³	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3・*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3・*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	—	<0.001	—	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	—	<0.002	—	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3・*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	—	1.14	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	0.10	0.09	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1		<0.1	—	2	—*3・*4	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		<0.0002	—	2	—*3・*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005		<0.005	—	2	—*3・*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004		<0.004	—	2	—*3・*4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		<0.002	—	2	—*3・*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		—	0.09	—	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		—	<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		—	0.017	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.005	—	4	
基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—		—	<0.01	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		—	0.004	—	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		—	0.03	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.003	—	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		—	0.011	—	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—		—	<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		—	<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	—	<0.1	—	2*3		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	—	0.021	—	4		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	—	<0.03	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	—	<0.1	—	2*3	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		16.2	16.5	—	2	—*3・*4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	—	0.005	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	—	20.5	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	43.6	43.7	41.5	4	1*4	
基40	蒸発残留物	500以下		110	110	90	4	1*4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3・*4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	—	<0.000001	—	1*5	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	—	<0.000001	—	1*5	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	<0.01	—	4	—*4	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3・*4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	—	0.9	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	—	7.3~7.7	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	—	0.6	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	—	<0.1	—	12	

表3-2 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（山本北）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)		
				受水地点		給水栓	受水地点*2		
				今熊分岐	池之原分岐	山本北	今熊分岐 池之原分岐	山本北	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず ³	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3・*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3・*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	—	<0.001	—	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	—	<0.002	—	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3・*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	—	1.12	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	0.10	0.09	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1		<0.1	—	2	—*3・*4	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		<0.0002	—	2	—*3・*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005		<0.005	—	2	—*3・*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004		<0.004	—	2	—*3・*4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		<0.002	—	2	—*3・*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		—	0.09	—	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		—	<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		—	0.016	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.005	—	4	
基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—		—	<0.01	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		—	0.004	—	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		—	0.03	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.004	—	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		—	0.010	—	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—		—	<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		—	<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	—	<0.1	—	2*3		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	—	<0.02	—	2*3		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	—	<0.03	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	—	<0.1	—	2*3	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		16.2	16.5	—	2	—*3・*4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	—	0.007	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	—	20.5	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	43.6	43.7	41.5	4	1*4	
基40	蒸発残留物	500以下		110	110	89	4	1*4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3・*4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	—	<0.000001	—	1*5	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	—	<0.000001	—	1*5	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	<0.01	—	4	—*4	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3・*4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	—	0.9	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	—	7.2~7.5	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	—	0.8	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	—	0.1	—	12	

表3-3 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（今熊）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)		
				受水地点		給水栓	受水地点*2	給水栓	
				今熊分岐	池之原分岐	今熊	今熊分岐 池之原分岐	今熊	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず ³	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3・*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3・*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	—	<0.001	—	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3・*4	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	—	<0.002	—	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3・*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	—	1.13	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	0.10	0.09	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1		<0.1	—	2	—*3・*4	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		<0.0002	—	2	—*3・*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005		<0.005	—	2	—*3・*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004		<0.004	—	2	—*3・*4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		<0.002	—	2	—*3・*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		<0.001	—	2	—*3・*4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		—	0.09	—	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		—	<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		—	0.018	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.005	—	4	
基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—		—	0.01	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		—	0.003	—	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		—	0.04	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		—	0.004	—	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		—	0.012	—	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—		—	<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		—	<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	—	<0.1	—	2*3		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	—	<0.02	—	2*3		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	—	<0.03	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	—	<0.1	—	2*3	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		16.2	16.5	—	2	—*3・*4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	—	<0.005	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	—	20.3	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	43.6	43.7	39.2	4	1*4	
基40	蒸発残留物	500以下		110	110	92	4	1*4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3・*4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	—	<0.000001	—	1*5	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	—	<0.000001	—	1*5	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	<0.01	—	4	—*4	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3・*4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	—	0.8	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	—	7.2~7.4	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	—	0.5	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	—	<0.1	—	12	

表3-4 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（金剛・大野東）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)		
				受水地点	給水栓		受水地点*2	給水栓	
				大野台分岐*2	金剛	大野東	大野台分岐	金剛 大野東	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず ³	検出せず ³	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	—	—	2	—*3・*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	—	—	2	—*3・*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	—	2	—*3・*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	—	2	—*3・*4	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	<0.002	—	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	—	—	2	—*3・*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.14	1.17	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	0.11	—	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1		—	—	2	—*3・*4	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		—	—	2	—*3・*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005		—	—	2	—*3・*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004		—	—	2	—*3・*4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		—	—	2	—*3・*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		—	—	2	—*3・*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001		—	—	2	—*3・*4	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		—	—	2	—*3・*4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		0.08	0.10	—	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		<0.002	<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		0.019	0.024	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		0.005	0.006	—	4	
基25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	—		0.01	0.01	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		0.004	0.004	—	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		0.04	0.05	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		0.004	0.004	—	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		0.012	0.015	—	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—		<0.009	<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		<0.008	<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	<0.1	<0.1	—	2*3		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	<0.02	<0.02	—	2*3		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	<0.03	<0.03	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.1	<0.1	—	2*3	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		16.6	—	—	2	—*3・*4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	<0.005	<0.005	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	20.2	20.2	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	43.8	41.1	38.2	4	1*4	
基40	蒸発残留物	500以下		109	96	96	4	1*4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	—	—	2	—*3・*4	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	<0.000001	<0.000001	—	1*5	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	<0.000001	—	1*5	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	—	—	4	—*4	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	—	—	2	—*3・*4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	0.9	0.8	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	7.2~8.2	7.1~7.4	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	0.5	0.5	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	<0.1	<0.1	—	12	

表3-1～表3-4の注釈

- *1 令和2年4月から令和5年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記しています。
- *2 受水する水道水については、原水と位置づけて基準項目の検査を年1回行うこととされています。なお、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、今熊分岐及び大野台分岐については泉北浄水池・流出（堺市）の結果を、池之原分岐については浅香山分岐（堺市）の結果をそれぞれ活用します。
大野台分岐（令和5年4月運用開始）の過去3年間の最高値は、泉北浄水池・流出の数値を掲載しています。
- *3 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から年2回検査を行います。
- *4 水道法により、送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口及び受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を今熊分岐及び池之原分岐又は大野台分岐に代替して検査を行います。
ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を行います。
- *5 全量高度浄水処理を導入している水道用水供給事業から受水しているため、検査頻度を年1回とします。

表4 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	今熊分岐・池之原分岐 大野台分岐	東野西・山本北・ 今熊・金剛・大野東
目01	アンチモン及びその化合物	1	—
目02	ウラン及びその化合物	1	—
目03	ニッケル及びその化合物	—	2
目04	削除	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	1	—
目06	削除	—	—
目07	削除	—	—
目08	トルエン	1	—
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	—
目10	亜塩素酸 ^{*1}	—	—
目11	削除	—	—
目12	二酸化塩素 ^{*1}	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	—	2
目14	抱水クロラール	—	2
目15	農薬類	—	—
目16	残留塩素	—	2
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ^{*2}	—	1
目18	マンガン及びその化合物 ^{*2}	—	1
目19	遊離炭酸	—	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	1	—
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	1
目23	臭気強度(TON)	—	1
目24	蒸発残留物 ^{*2}	—	1
目25	濁度 ^{*2}	—	1
目26	pH値 ^{*2}	—	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	—	1
目28	従属栄養細菌	—	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	1	—
目30	アルミニウム及びその化合物 ^{*2}	—	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—

*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

* 2 水質基準項目（表3-1～表3-4）にも含まれる項目です。

表5 その他の項目及び検査頻度

項目	今熊分岐・池之原分岐 大野台分岐	東野西・山本北・ 今熊・金剛・大野東
気温	4	12
水温	4	12
電気伝導率	—	12
酸度	—	1
アルカリ度	—	1



水質検査計画 大阪狭山水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 大阪狭山水道センター

電話：072-349-9413 FAX：072-366-0034

住所：〒589-0005 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
(大阪狭山市役所内)